

国民健康保険

平成21年度の保険料率決定

国民健康保険料は国民健康保険(以下国保)に加入した月(前の健康保険を抜けた月など実際に異動の生じた月)から計算します。世帯の国保加入者一人ひとりの合計が、その世帯の年間額となり、納入義務者となる世帯主名で通知します。

世帯主は国保に加入していなくても納入義務者となります。

保険料の計算方法

年間保険料	医療分保険料	後期高齢者 支援分保険料	介護分保険料
所得割保険料 (所得に応じて負担) 均等割保険料 (人数に応じて負担) 平等割保険料 (世帯ごとに負担) 【 】内は半額世帯	平成20年中総所得金額等 から基礎控除額(33万円) を差し引いた金額 \times <u>4.59</u> % 被保険者数 \times <u>21,000</u> 円 1世帯当たり \times <u>17,500</u> 円 【 <u>8,750</u> 円】	平成20年中総所得金額等 から基礎控除額(33万円) を差し引いた金額 \times <u>2.07</u> % 被保険者数 \times <u>8,600</u> 円 1世帯当たり \times <u>6,700</u> 円 【 <u>3,350</u> 円】	介護2号被保険者の平成 20年中総所得金額等から 基礎控除額(33万円)を 差し引いた金額 \times <u>1.28</u> % 被保険者数 \times <u>7,600</u> 円 1世帯当たり \times <u>4,100</u> 円
最高限度額(年額)	47万円	12万円	10万円

世帯の所得割保険料は、国保加入者それぞれの所得割保険料の合算となります。

平成21年度から仮算定を廃止し「確定9期賦課方式」に改めます

平成20年度(仮算定廃止前)

納付月	納付書・口座振替		特別徴収【年金天引き】	
	期別	区分	期別	区分
4月			1期	
5月	1期	仮算定		
6月	2期		2期	
7月			3期	
8月	3期	本算定		
9月	4期			
10月	5期		4期	本算定
11月	6期			
12月	7期		5期	本算定
1月	8期			
2月	9期		6期	本算定
3月	10期			

平成21年度(仮算定廃止後)

納付月	納付書・口座振替		特別徴収【年金天引き】	
	期別	区分	期別	区分
4月			1期	仮算定
5月				
6月			2期	仮算定
7月	1期	本算定		
8月	2期		3期	仮算定
9月	3期			
10月	4期		4期	本算定
11月	5期			
12月	6期		5期	本算定
1月	7期			
2月	8期		6期	本算定
3月	9期			

仮算定の廃止による変更点

仮算定廃止後は、前年の所得が確定した7月以降に、1年分の確定保険料を算定しますので、料金の変動が少なくなり支払う保険料が分かりやすくなります。

4月から6月まで保険料の支払いはなくなり、年間保険料は9回払いとなります。

7月中旬に納入通知書と納付書を送付します。

年金天引きで保険料を納める場合は、仮徴収を行います。平成20年10月から年金天引きが始まっているので、昨年度は仮算定による仮徴収は行いませんでしたが、平成21年度から4月、6月、8月の年金支給に合わせ、昨年の年金天引きされた額と同額を納めていただきます。

問 北勢庁舎 保険年金課 T 72-3829 F 72-3334